総務省組織規則の一部を改正する省令

総務省組織規則（平成十三年総務省令第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（法制管理室及び調査官） **第十六条**　調査法制課に、法制管理室及び調査官一人を置く。 ２　法制管理室は、次に掲げる事務をつかさどる。 ［一　略］ ［削る］ 二　［略］ ［削る］ 三　［略］ ［削る］ ［３・４　略］ （地方業務室及び企画官） **第十八条**　総務課に、地方業務室及び企画官二人を置く。 ［２～４　略］ （客観性担保評価推進室及び企画官） **第十八条の三**　政策評価課に、客観性担保評価推進室及び企画官二人を置く。 ［２～４　略］ （デジタル基盤推進室及びマイナンバー制度支援室並びに企画官及び本人確認情報保護専門官） **第二十二条**　住民制度課に、デジタル基盤推進室及びマイナンバー制度支援室並びに企画官及び本人確認情報保護専門官それぞれ一人を置く。 ２　デジタル基盤推進室は、次に掲げる事務をつかさどる。 ［一・二　略］ 三　地方公共団体情報システムの標準化（地方公共団体情報システムの標準化に関する法律（令和三年法律第四十号）第二条第三項に規定する地方公共団体情報システムの標準化をいう。）に関すること。 四　前三号に掲げるもののほか、住民制度課の所掌事務のうち地方公共団体の情報システムの基盤整備に係るものに関すること。 ［３～５　略］ ６　企画官は、命を受けて、地方公共団体の情報システムに関する重要事項についての企画及び立案並びに調整に関する事務を行う。 ７　［略］	（法制管理室及び調査官） **第十六条**　［同上］ ２　［同上］ ［一　同上］ 二　行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十八号）の規定により総務大臣の権限に属させられた事務に関すること。 三　［同上］ 四　独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十九号）第二条第一項に規定する独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する共通的な制度の企画及び立案に関すること。 五　［同上］ 六　独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律の施行に関すること。 ［３・４　同上］ （地方業務室及び企画官） **第十八条**　総務課に、地方業務室及び企画官三人を置く。 ［２～４　同上］ （客観性担保評価推進室及び企画官） **第十八条の三**　政策評価課に、客観性担保評価推進室及び企画官一人を置く。 ［２～４　同上］ （デジタル基盤推進室及びマイナンバー制度支援室並びに本人確認情報保護専門官） **第二十二条**　住民制度課に、デジタル基盤推進室及びマイナンバー制度支援室並びに本人確認情報保護専門官一人を置く。 ２　［同上］ ［一・二　同上］ ［新設］ 三　前二号に掲げるもののほか、住民制度課の所掌事務のうち地方公共団体の情報システムの基盤整備に係るものに関すること。 ［３～５　同上］ ［新設］ ６　［同上］